

令和7年度 第12回加東市農業委員会総会（3月定例会）議事録

開催日時	令和8年3月23日（月）午後3時00分～午後4時7分			
開催場所	加東市役所3階 301・302会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：－ 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：村上雅信 ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：田中重信 ⑥：末廣信久 ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：－ 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小藪富也
欠席委員	1：岸本敏弘 7：井上 弘			
議事録署名委員	6：伊澤敏喜 8：下山泰三			
出席職員	農業委員会事務局副課長 藤井康孝、農業委員会事務局主事 川邊 錬 産業振興部農政課主査 藤崎純平			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第63号議案	農地法第3条の規定による許可について	13件
第64号議案	農地法第4条の規定による許可について	1件
第65号議案	農地法第5条の規定による許可について	1件
第66号議案	非農地証明願いの承認について	2件
第67号議案	農地法施行規則第29条（200㎡未満）の規定による確認について	1件
第68号議案	青年等就農計画に関する意見について	1件
第69号議案	農業経営改善計画に関する意見について	1件
第70号議案	加東市地域計画に関する意見について	3件

5 報告

報告第21号	農地法施行規則第53条の届出について	1件
報告第22号	農地の貸借の合意解約通知について	5件

6 その他

7 閉会

事務局	<p>本日の農業委員の出席は 15 名のうち 13 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。</p>
会長	<あいさつ>
議長	<p>ただいまから、令和 7 年度第 12 回加東市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日、現地調査担当の 3 番 田中農業委員、5 番 高見農業委員、7 番 松本推進委員、8 番 古丸推進委員、9 番 末廣推進委員ありがとうございました。</p> <p>のちほど、調査報告をよろしくお願ひします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員に、6 番 伊澤農業委員、8 番 下山農業委員を指名しますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議に入ります。</p>
議長	<p>第 63 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は水稻の作付けを予定しており、必要な農具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 2、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、農業経験がなく、耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 3、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は水稻の作付けを予定しており、必要な農具を所有しているほか、農業経験も約 20 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 4、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。申請地では水稻の作付けを予定しており、譲受人は番号 3 と同じ方であるため、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 5、本件は、農地所有適格法人による農地の取得となります。</p> <p>農地所有適格法人とは、農地法に規定された要件を満たす法人であって、農業経営を行うために農地の所有権を取得できる法人をいいます。要件については、主たる事業が農業であり、売上高の過半が農業を占めるものであること、農業関係者が総議決権の過半を占めること、役員の過半が農作業に常時従事する構成員であること等となっています。譲渡人は、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。申請地では水稻の作付けを予定しています。譲受人は、農地所有適格法人の要件を満たしていることから、所有権の移転及び耕作することについて問題はないと考えます。</p> <p>番号 6、本件は、農地所有適格法人による農地の取得となります。</p> <p>譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。申請地では水稻の作付けを予定しています。譲受人は、農地所有適格法人の要件を満たしていることから、所有権の移転及び耕作することについて問題はないと考えます。</p>

番号7、本件は、農地所有適格法人による農地の取得となります。

譲渡人は、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。申請地では水稻の作付けを予定しています。譲受人は、番号6と同じ法人であるため、所有権の移転及び耕作することについて問題はないと考えます。

番号8、譲渡人は、譲受人に対して利用権設定を行っていましたが、農地法による貸借に切り替えるため申請されました。譲受人は水稻の作付けを予定しており、必要な農機具については、営農組合からリースするほか、農業経験も約10年あることから、耕作は可能であると見込まれます。

番号9、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に貸借するため申請されました。申請地の土壌環境が不明なため、貸借期間は1年間で設定し、耕作の状況を見ながら今後、貸借期間の延長も含めて検討される予定となっております。

譲受人は、***に本店を置く、農作物の生産や加工、販売を主とした法人となります。現在、加東市内で約40,000㎡の面積を営農されており、水稻を作付けしています。申請地においても、水稻の作付けを予定しており、収穫後は***に出荷されます。

なお、本件は法人による貸借権の設定のため、農地法第3条第3項の規定において、解除条件付き貸借の要件が定められています。

要件の1つ目は、双方で締結する貸借の契約書に、農地を適正に利用していない場合に、貸借の契約を解除する旨の条件が付されていること。

要件の2つ目は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

要件の3つ目は、業務執行役員等のうち1人以上の者が耕作等に常時従事すること。と定められています。

本申請においては、申請書類により当該要件を全て満たしていることを確認できましたので、貸借権の設定及び耕作することについて問題はないと考えます。

番号10、譲渡人は、利用権設定を行っていましたが、耕作者を変更するため利用権設定を解約し、譲受人に貸借するため申請されました。譲受人は水稻の作付けを予定しており、必要な農機具については、リースにより確保しているほか、農業経験も約10年あることから、耕作は可能であると見込まれます。

番号11、譲渡人は、利用権設定を行っていましたが、耕作者を変更するため利用権設定を解約し、譲受人に貸借するため申請されました。譲受人は水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約50年あることから、耕作は可能であると見込まれます。

番号12、譲渡人は、譲受人に対して利用権設定を行っていますが、契約期間が満了を迎えることから、農地法による貸借に切り替えるため申請されました。譲受人は水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約25年あることから、耕作は可能であると見込まれます。

番号13、譲渡人は、譲受人に対して利用権設定を行っていますが、契約期間が満了を迎えることから、農地法による貸借に切り替えるため申請されました。申請地では水稻の作付けを予定しており、譲受人は番号12と同じ方であるため、耕作は可能である

	と見込まれます。
	以上の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件について、該当する担当地区の農業委員から譲受人の耕作状況について補足はございませんか。
委員	番号2の方は熱心に農業に取り組まれており、適切に農地を利用されています。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第63号議案は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第63号議案は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	第64号議案「農地法第4条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1、本件は、営農型太陽光発電設備の設置による一時転用となります。 営農型太陽光発電とは、一時転用の許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光パネルを設置し、パネル下の農地で営農を継続しながら発電を行う取組をいいます。 申請者は現在、一時転用の許可を受けて営農を継続していますが、3年の許可期間の満了を迎えることから、再許可の申請をされました。 審議に当たり、確認していただく要点のひとつに、生産された農作物は、地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減収しないこと。つまり、地域の平均単収の8割を達成する必要がございます。補足資料として配付しております申請者から報告のあった栽培実績を確認していただきますと、申請者はサツマイモの作付けを行っており、地域の平均単収1,200kgに対し、単収実績は1,045kgで8割以上の単収があり、基準は達成されております。また、これまでの栽培実績につきましても、8割以上の単収を達成しておりますので、パネル下の農地における営農は適切であるものと考えます。 また、その他の要件につきましても、適切に実施されております。 以上の申請については、農地法第4条第6項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。 調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号1は、営農型太陽光発電設備の一時転用の再許可の申請であり、現地の状況は、太陽光発電設備、農地ともに適正に管理されておりました。また、栽培実績の報告書により、地域の平均的な単収の基準を満たしていることも確認できましたので、一時転用することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
委員	栽培実績の報告書によると直近と過去の単収実績が同じである。毎年同じであることは考えにくい。栽培状況がわかる写真など他の方法で確認はしているのか。

事務局	栽培実績の報告書には、作付作物の生育状況ができる写真も添付していただいております。確認はできています。また、令和6年4月1日から制度の一部が改正され、実績報告には収支報告書の提出も必要となりました。本件に係る実績報告は、制度改正前の許可のものとなるため収支報告書の提出はございませんが、今後は、収支報告書による確認も行うこととなります。
議長	他に何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第64号議案は、許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第64号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第65号議案「農地法第5条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1、本件は、令和7年1月の総会で農振除外の議案審議のあった修理工場による転用となります。 譲受人は、農機具の販売・修理業を営んでいます。既設の修理工場は、狭く、天井も低いほか老朽化も進んでいます。また、繁忙期には既設の修理工場に農業機械は収まらず、屋外で修理を行わざるを得ない状況となっています。このような状況に加え、近年、農業機械の大型化が進み、今後はICT機能を搭載した農業機械等の更なる進化が見込まれていることから、修理工場を新設するため申請をされました。転用に当たって、排水は適切に処理されるほか、周辺に農地はないため、造成工事等による周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれはないと考えます。申請地の農地区分は第3種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 以上の申請については、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。 調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号1の現地の状況は田でした。雨水は排水路及び道路側溝に放流し、汚水は公共下水へ放流されます。また、修理工場内の土間排水は、油水分離槽を介して公共下水へ放流されます。造成工事行われますが、周辺に農地はないため影響はないと思われれます。よって、計画どおりに工事をすれば、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはなく、転用することについて特に問題はないと思われれます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第65号議案は、許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>

議長	全員挙手にて、第 65 号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長 事務局	<p>第 66 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号 1、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため申請されました。申請地は農用地区域内で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>番号 2、申請地は、昭和 40 年頃から納屋の状態です。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区については該当地区ではないため、意見はございません。</p> <p>以上の申請については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	本件については、現地調査を行っています。
現地調査員	<p>調査結果を現地調査員から報告をお願いします。</p> <p>番号 1 は、農地パトロールにおいて、非農地と判断された土地であり、現地の状況は原野でした。よって、非農地証明することについて特に問題はないと思われま</p> <p>番号 2 の現地の状況は納屋でした。現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が 20 年を超える期間継続していることを確認できたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われま</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 66 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長 事務局	<p>第 67 号議案「農地法施行規則第 29 条（200 ㎡未満）の規定による確認について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号 1、本件は、令和 8 年 2 月の総会で農振に係る軽微変更の議案審議のあった進入路による転用となります。</p> <p>申請地は、令和 3 年に農業用倉庫への進入路として整備し、現在に至っていますが、農地の一部を 200 ㎡未満の進入路に転用していること、また、今後も農業用倉庫への進入路として使用することから、29 条の届出として受付いたしました。申請地の農地区分は第 1 種農地に該当し、農業に必要な進入路は転用することができる施設に該当しております。土地改良区については該当地区ではないため、意見はございません。</p> <p>以上の届出については、加東市農業委員会農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による転用に関する要綱に基づき提出されており、転用の計画が 200 ㎡未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	本件については、現地調査を行っています。
	調査結果を現地調査員から報告をお願いします。

現地調査員	番号1の現地の状況は進入路でした。すでに進入路が整備されておりますが、申請者が農業を行うにあたって必要なものであり、また、現地の状況から見て、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないことを確認しております。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第67号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第67号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第68号議案「青年等就農計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	夫婦共同による新規の申請が1件で、本計画の目標年度は令和13年度となります。 番号1、就農地は***で、農業経営開始日は令和9年1月1日を予定しています。 就農形態は、親の農業経営とは別に新たな部門を開始し、目標とする営農類型は露地果樹の生産となります。 将来の農業経営の構想は、ブルーベリーの養液栽培システムにより高品質のブルーベリーを栽培し、子供が体験できる農園をコンセプトに地域の活性化ができる農園モデルを確立することを目指します。また、ブルーベリーを活用した加工品やカフェの併設も検討し、地域の特産品としてのブランド化を図ります。 目標年度の年間農業所得は6,651千円、年間労働時間は1,791時間を目指します。 目標年度の作付面積及び経営面積は、ブルーベリー26.5aを目指し、全て所有地での作付けを計画しています。 目標達成に必要なブルーベリー栽培システム、防鳥設備、コンテナハウス、駐車場整地、合併浄化槽、トイレは青年等就農資金などを活用して取得する予定です。 経営管理に関する目標は、青色申告の実施及びパソコンによる経理管理を目指し、農業従事の態様等に関する目標は月8日程度の休日を取得します。 農業経営の構成は、夫婦と臨時雇用1名を予定しています。参考として、申請者の技術・知識の習得状況は令和6年9月から市外の農園で、ブルーベリー栽培及び観光農園の運営について研修を受講されています。 収支計画は、1年目から3年目は青年就農給付金による収入を見込み、目標年度の年間農業所得は6,651千円で、市の認定基準の200万円以上であるため、認定基準を満たす見込みです。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
委員	収支計画のその他収入で計上している青年就農給付金は補助上限額を超えていると思うが、夫婦共同申請の場合は取り扱いが異なるのか確認したい。
農政課	令和8年度から給付内容が変更され、補助上限額は150万円から165万円に、補助期間は最長2年間から3年間となります。また、夫婦で農業経営を開始する場合は、補助上限額が1.5倍となりますので、本件については、補助上限額の1.5倍の補助金を受け入れる見込みとなります。

議長	他に何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 68 号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 68 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	第 69 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	個人による新規の申請が 1 件で、本計画の目標年度は令和 11 年度となります。 番号 1、現状の営農類型は、稲作及び麦類作による複合経営で、目標年度においても同様の営農を計画しています。 現状の年間農業所得及び主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得は 339 万円、目標年度において年間農業所得及び主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得 480 万円を目指します。 現状の年間労働時間は 2,600 時間、主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間は 1,100 時間、目標年度において年間労働時間は 2,100 時間、主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間は 1,800 時間を目指し、主たる従事者の人数は 1 人となります。 作目は、山田錦やコシヒカリなど現状維持が主となりますが、もち麦を増産し、コノホシを新たに作付けします。 作付面積の合計は、現状 1,444a から 1,720a に拡大します。 生産方式の合理化のために取得する予定の農業用機械は、ブームモア 1 台を新たに取得、現状の 39 馬力のコンバイン 1 台を廃止し、62 馬力のコンバイン 1 台を新たに取得します。 収支計画は、作付面積の拡大などにより、目標年度の主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得は 480 万円で、市の認定基準の 450 万円以上であるため、認定基準を満たす見込みです。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
委員	第 68 号議案のブルーベリーの栽培と比較すると、作付面積に対して所得が少ないようだが、作目によってこれだけ差が出るということなのか。
農政課	果樹類の生産のほうが、作付面積が少なくても収穫量や単価が高いため、作目によって異なります。また、単価が高い山田錦の作付面積を縮小するため、所得への影響も若干あるかと思いますが、食用米や作業時期が異なるもち麦を増産し、1 年間を通じて均一に作業が行える計画となっています。
議長	他に何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 69 号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 69 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。

議長	第 70 号議案「加東市地域計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	新規の策定として木梨地区、新町地区、変更の策定として牧野地区の地域計画について説明いたします。 木梨地区は、地区外からも経営体を受け入れ、3 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、19 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 新町地区は、2 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、11 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 牧野地区は、各担い手の集積・集約範囲を変更します。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 70 号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手> 全員挙手にて、第 70 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
事務局	報告第 21 号「農地法施行規則第 53 条の届出について」事務局より説明をお願いします。 本件は、認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う転用となります。 番号 1、本事業は、農地法及び同法施行規則の規定により転用の許可は要しないものとなっていますが、県からの事務取扱い通知により、農業委員会で事業計画の内容を確認し、県へ送付する手続きとなっていることから提出されたものとなります。申請地では携帯電話基地局を設置し、転用面積はコンクリート柱部分の 1 m ² となります。 なお、申請地は農用地区域に該当しますが、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設であり、かつ集団農地や農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれは少ないと認められるため、農用地の除外はやむを得ないと市長から回答を得ております。説明は以上です。
議長	届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 22 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1 は、第 63 号議案の番号 8 のとおり、農地法による貸借に切り替えるため解約されました。 番号 2 は、第 63 号議案の番号 10 の譲受人に貸借権を設定するため解約されました。 番号 3 は、第 63 号議案の番号 11 の譲受人に貸借権を設定するため解約されました。 番号 4 は、耕作が困難な農地であるため解約されました。 番号 5 は、耕作者を変更し、新たな耕作者と中間管理権を設定するため解約されました。説明は以上です。

議長	届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございました。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明 <ul style="list-style-type: none"> ・農地貸付等希望申出の情報提供（2件） ・農地転用等の申請に係る農振農用地区域除外証明の添付の省略について
議長	何か質問などはございませんか。
各委員	<なし>
議長	以上で、令和7年度第12回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 伊澤 敏喜

議事録署名委員 下山 泰三
